

## 香川県視覚障害者福祉センターの指定管理者

香川県視覚障害者福祉センターについて、令和2年11月香川県議会での指定の議決を経て、次のとおり指定管理者を指定しました。

### 1 指定管理者

公益財団法人香川県視覚障害者福祉協会（高松市番町）

### 2 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

### 3 事業計画の概要

#### （1）現行の管理との比較

	事業計画	現 行
開館時間	9:00～17:00	同左
休館日	毎週土曜日、祝祭日 12月28日～1月4日	同左
利用料金	無料	同左
県からの年間委託料	（指定予定期間中の平均）  34,504 千円	（指定期間（H28年4月～R3年3月）中の平均）  33,059 千円

#### （2）その他利用者サービス向上策

- ・声のセンター便りや点字広報、ホームページでの広報、各地域に出向いての出張相談などにより、情報提供を効果的に実施し利用促進を図る。
- ・窓口意見箱を設置するほか、イベントや研修会参加者にアンケート調査を実施することにより、利用者のニーズに応じたサービスを提供する。
- ・点字図書館利用者が、自宅で情報収集できるよう、視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」を活用した情報を提供するほか、視覚障害の特性を理解し、当事者の立場からきめ細やかに対応するなど利用者へのサービス向上を図る。

#### （3）経費節減策

- ・業務の効率的な執行により経費の節減を図る。
- ・施設設備の適切な維持管理により管理コストの節減を図る。